

鳥取縣公報

規 則

◇鳥取縣規則第六十四号

鳥取県国民健康保険診療報酬審査委員会規則を次のように定める。

昭和二十六年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県国民健康保険診療報酬審査委員会規則

第一條 国民健康保険診療報酬請求書の審査を行うため

鳥取県国民健康保険診療報酬審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

第二條 知事は療養担当者を代表する委員保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各七人を任命又は委嘱する。

委員は非常勤とする。

昭和二十六年九月二十五日
第二千二百四十七号

火 曜 日

本書ノ本キヤハ國定規格A五判

第三條 委員の任期は二年とし一年毎にその半数を任命又は委嘱する。

2、委員に欠員を生じたとき新たに任命又は委嘱された委員の任期は前任者の残任期間とする。

第四條 審査委員会に公益を代表する委員のうちから委員の選挙した会長一人を置く。

2 会長は会務を総理し審査委員会を代表する。

3 会長が事故あるときは、公益を代表する委員のうち会長の指名する者がその職務を代理する。

第五條 審査委員会は少くとも毎月一回会長がこれを招集しなければならない。

第六條 審査委員会は委員の定数の半数以上の出席がなければ審査を行うことができない。

2、審査委員会の審査は出席委員の過半数をもつてこれ

2	果庁費	39,071,608	8	災害土木費	12,667,722
1	果職員費	27,802,498	9	建築費	33,760,546
2	監査委員費	848,210	10	土木諸費	2,389,000
3	地方事務所費	3,990,000	5	教育費	128,551,475
4	東京連絡所費	393,900	1	教育委員会費	3,699,918
5	人事委員会費	1,093,000	2	教育委員会支所費	540,000
6	諸費	4,939,000	3	小学校費	45,004,709
3	警察消防費	3,010,657	4	中学校費	23,659,849
1	公安委員会費	2,295,657	5	高等学校費	13,502,177
2	消防費	715,000	6	定時制高等学校費	3,990,814
4	土木費	193,664,487	7	通信教育費	210,884
1	土木出張所費	2,350,500	8	盲学校費	1,044,033
2	境港務所費	143,000	9	図書館費	3,805,391
3	道路橋梁費	22,095,000	10	科学館費	520,000
4	河川費	93,613,334	11	社会教育費	2,269,000
5	港灣費	24,820,770	12	教育研究指導費	835,000
6	砂防費	400,000	13	教育研究所費	370,000
7	都市計画費	1,424,615	14	教育調査費	520,000

00812

15	体育保健費	8,640,000	8	衛生統計費	550,000
16	教育施設費	11,832,800	9	公衆衛生取締費	4,510,161
17	教育諸費	8,056,400	10	藥務取締費	145,000
6	社会及び労働施設費	99,777,525	11	衛生諸費	5,814,300
1	生活保護費	59,854,297	12	衛生研究所費	600,000
2	社会福祉費	4,956,550	8	産業経済費	179,475,535
3	児童保護費	1,960,415	1	農業費	55,627,711
4	児童福祉費	13,571,225	2	農業改良費	11,155,479
5	国民健康保険費	13,832,282	3	林業費	45,659,018
6	世話費	1,116,900	4	水産業費	7,523,837
7	労政費	1,399,231	5	蚕業費	10,011,638
8	職業安定費	3,086,625	6	畜産業費	12,504,167
7	保健衛生費	45,677,452	7	商工業費	11,472,400
1	保健所費	7,300,500	8	物資調整費	123,000
2	健民費	1,534,130	9	農地事業費	8,772,176
3	傳染病予防費	6,458,560	10	開拓事業費	13,175,017
4	結核予防費	18,076,801	11	耕地事業費	△833,332
6	性病予防費	183,000	12	農業協同組合事業費	4,289,434

00813

00816

歳出合計		50,600
昭和26年度特別会計県立中央病院專業費歳入歳出追加予算		
歳入	歳出	
1 使用料及手数料	1 県立病院費	4,660,559
1 使用料	1 病院費	1,897,220
2 雑収入	3 拡充費	138,400
2 物品売払代金	4 公債費	2,624,939
3 雑収入	歳出合計	4,660,559
3 財産収入	昭和26年度特別会計発電專業費歳入歳出追加更正予算	
1 財産収入	歳入	
1 繰入金	1 歳入	
1 一般会計繰入金	1 果債	△2,500,000
1,341,500	2 国庫支出金	2,500,000
1,341,500	1 国庫補助金	2,500,000
繰入金	歳入合計	0
5 繰越金	歳出	
683,400	1 発電專業費	0
683,400	1 発電專業費	△5,000,000
1 前年度繰越金	2 用水改良專業費	5,000,000
683,400		
歳入合計	歳出	
4,660,559		

00817

歳入合計	0
◇鳥取縣告示第四百三十六号	
幡郷県管発電建設事務所設置規程(昭和二十六年四月鳥取県告示第百八十七号)の一部を次のように改正する。	
昭和二十六年九月二十五日	
鳥取県知事 西 尾 愛 治	
幡郷県管発電建設事務所設置規程中改正規程	
第二條に左の但書を加える。	
但し当分の間日野郡溝口町とする。	
◇鳥取縣告示第四百三十七号	
鳥取県国民健康保険診療報酬審査委員会審査規程を次のように定める。	
昭和二十六年九月二十五日	
鳥取県知事 西 尾 愛 治	
鳥取県国民健康保険診療報酬審査委員会審査規程	
第一條 国民健康保険診療報酬審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査に關しては、鳥取県国民健康保険診療報酬審査委員会規則に規定するものの外の規程の定めるところによる。	
第二條 審査委員会の審査は、国民健康保険療養担当者療養担当規程(昭和二十五年厚生省告示第二百七十七号)及び保険者と療養担当者の協定書の定めるところによりこれを行う。	
第三條 審査委員会は、毎月二十日までに、前月分の診療報酬請求書を審査しなければならない。	
第四條 審査委員会は、国民健康保険法(昭和十三年法律第九十号)第四十七條の五の規定により知事の承認を受けようとするときは、左の事項を具して申請しなければならない。	
一、療養担当者の氏名及び住所	
二、理由	
三、審査上必要な方法	
第五條 前條の審査の結果著しく診療内容又は診療報酬請求の不正又は不当の事実を発見したときは、審査委	

